

補助金の交付状況に係る調書【令和2年度交付分】

補助金の名称		重症心身障害児・者短期入所利用支援事業費補助金		市の担当部課	健康福祉部福祉課		
				問い合わせ先	0568-44-0321		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		社会福祉法人 明知会他1件		代表者名	理事長 恩田 享之他1名		
関係規定	法令	—		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	重症心身障害児・者短期入所利用支援事業費補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定		補助開始年度	平成25年度	補助終了年度	未設定
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に定める短期入所の事業所に限るため。					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童及び者の居宅生活を支援するため、障害者総合支援法に定める短期入所の利用を促進し、重症心身障害児等とその家族の福祉の向上を図るため					
補助金の額 （ ）は一般財源の額		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度予算		
		715,400 円	436,600 円	312,800 円	526,000 円		
		(357,700 円)	(218,300 円)	(156,400 円)	(263,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		事業者が短期入所を実施するために必要な経費（1回につき7日以内の利用に限る） 補助率 県1/2 市1/2 短期入所のみ 3,100円/日 日中サービス併用 1,200円/日					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額（支出）		—			
		うち補助事業全体の経費		836,965 円			
		うち補助対象経費		836,965 円			
		補助対象経費の内訳		総事業費（2事業所）		836,965 円	
補助額の算出方法		補助率、補助額		補助率 県1/2・市1/2 短期入所のみ 3,100円/利用者1人1日 日中サービス併用 1,200円/利用者1人1日			
		補助限度額		予算の範囲内			
		精算の有無（変更交付）	有	その理由	利用実績に基づき交付		
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）		重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童及び者の居宅生活を支援するため、障害者総合支援法に定める短期入所の利用を促進し、重症心身障害児等とその家族の福祉の向上を図ることができた。					
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額（繰越額）		—			
		うち補助事業全体の余剰額（繰越額）		—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無		—			

※令和2年度の実績に基づき作成しています。